

釜石市中小企業再建支援補助金

1. 支援の内容

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、釜石市内において新たに取得する建物またはテナントなどに入居して事業を再建する場合、その際の経費の一部を補助します。

- 補助対象 (1) 事業所などの移転に伴う運搬に要する経費
(2) 移転元（仮設店舗など）の施設設備の撤去に要する経費
(3) 再建に伴う施設設備の取得または修繕に要する経費
- 補助率 交付対象経費の2分の1以内（上限100万円）

2. 補助対象者

以下のすべてに当てはまる事業者

- 東日本大震災で被害を受けた中小企業者
- 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間において、市内で新たに建物を取得またはテナントなどに入居して事業を再建する
- 市税をすべて納めている

3. 必要書類

- ① 被災証明書
- ② 平成23年3月11日に市内で事業を行っていたことが証明できる書類
(法人の場合は税務申告書の写し、個人の場合は所得税申告書の写しなど)
- ③ 被災状況が確認できる写真または位置図
- ④ 交付対象経費の見積書、領収書
- ⑤ 法人の登記事項証明書または住民票の写し
- ⑥ すべての市税に係る納税証明書
- ⑦ 営業に必要な許可などを取得している場合は、その許可証などの写し

※その他特に必要と認められる場合には追加で書類の提出をお願いすることがあります。

4. 申請時期、申請期限

申請時期：見積書を受け取ったら、必要書類を一通り揃えてご連絡ください。

申請期限：令和元年度は、令和3年1月29日（金）まで

●問い合わせ

釜石市 商工観光課 商工業支援係 TEL 0193-27-8421